

意見書案第 2 号

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める
意見書

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見
書を別紙のとおり提出する。

平成 2 9 年 9 月 1 5 日提出

提出者	新城市議会議員	山 口 洋 一
	〃	村 田 康 助
	〃	山 崎 祐 一
賛成者	新城市議会議員	丸 山 隆 弘
	〃	小 野 田 直 美
	〃	滝 川 健 司

理 由

この案を提出するのは、地域における道路整備を着実に推進するため国へ要望する
必要があるからである。

道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全、安心を確保することからも、その整備促進が強く求められている。

本市においては、平成28年2月に念願の新東名高速道路新城インターが開通し地域活性化の起爆剤として大きく期待するとともに、交通の流れも大きく変化しつつある。

しかしながら、アクセス道路の整備や生活道路整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、安全で円滑に通行できる道路の整備が急務となっていることに加え、交通事故対策や自然災害時の減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題も山積している。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになりかねない。

については、国に対し、地域における道路整備を着実に推進するため、下記の事項について強く要望するものである。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣

（地方創生 規制改革）